

出雲市農業委員会委員募集要項

1 募集人数

24名

- ・認定農業者が過半（13人以上）
- ・中立的立場で公平な判断ができる人（1人以上）

2 任用期間

令和8年9月22日から令和11年9月21日まで

3 身分

出雲市の特別職の非常勤職員

4 職務内容

農地の権利移動や転用に係る許認可業務及び担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等に伴う現地での調査、指導及び監視業務等。

将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿等を定めた地域計画を策定するため、目標地区の素案の作成や話し合いに参加すること。

5 委員報酬

月額22,500円

※上記報酬とは別に農地利用の最適化に係る報酬を支給します。

なお、この報酬は、活動及び成果の実績に応じて支給する予定です。

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 他法令で兼職禁止の規定がある者
- (4) 出雲市の職員（地方公務員法適用者）

7 推薦及び応募に係る手続き等

規定の様式に必要な事項を記入のうえ、(3)の添付書類を添えて、書留による郵送又は持参により、出雲市農林水産部農業振興課まで提出。

(1) 推薦及び応募様式

農業者等（個人）が推薦する場合	【様式1】
法人又は団体が推薦する場合	【様式2】
応募する場合	【様式3】

(2) 様式の入手方法

窓口	所在地	電話番号
出雲市農林水産部農業振興課	〒693-8530 出雲市今市町 70 本庁 5階	0853-21-6582
出雲市農業委員会事務局	〒693-8530 出雲市今市町 70 本庁 5階	0853-21-6762
出雲市農林水産部農業振興課 斐川農業事務所	〒699-0592 出雲市斐川町荘原 2172 斐川行政センター 2階	0853-73-9220

※上記の窓口に備えるほか、出雲市のホームページからもダウンロードできます。

(3) 添付書類

ア 被推薦者又は応募者の本籍の記載がある住民票。（発行後3カ月以内のもの）

イ 被推薦者又は応募者が市外の者であり、かつ認定農業者（農業経営改善計画認定申請書提出済みの者（以下「認定申請中の者」という）を含む）である場合は、認定農業者証等の認定農業者であることを証明する書類の写し。

ただし、認定申請中の者については、市が指定する日までに農業認定者証等の認定農業者であることを証明する書類の写し。

ウ 被推薦者又は応募者が法人の役員で、その法人が認定農業者の場合は、その法人の現在事項全部証明書。

エ 推薦者が団体又は法人の場合は、当該法人又は団体の規約等の写し。

8 受付期間

令和8年6月1日（月）から令和8年6月30日（火）まで【必着】

※ 持参される場合は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

9 推薦及び応募状況の公表

受付期間の中間及び期間終了後に、出雲市のホームページで、提出のあった推薦及び応募に係る書類をもとに以下の内容を公表。

- (1) 推薦者(個人)については、氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦者(法人又は団体)については、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員の資格
- (3) 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 推薦者が被推薦者を出雲市農業委員会の農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、又は応募者が出雲市農業委員会の農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別
- (6) 被推薦者の数及びそのうちの認定農業者の数
- (7) 応募者の数及びそのうちの認定農業者の数

10 候補者の評価

農業委員会委員候補者の評価委員会を設置し、提出された書類をもとに評価し、必要に応じて面接等を実施。

11 推薦及び応募に係る書類の提出先及び問い合わせ先

〒693-8530

出雲市今市町 70

出雲市農林水産部農業振興課

電話 0853-21-6582